議会事務局			編さん番号	
起案	平成 22 年 5 月 12 日	施行	平成 年 月 日	
決裁	平成 22 年 5 月 19 日	完結	平成 年 月 日	
分類番号	002-007	保存年限	永年	

番号	川 収 発 第 号	【施行区分】 郵便（ 普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール ＦＡＸ その他（ ）

公開・非公開の区分	部分公開	個 人 情 報	無
非公開(部分公開)とする事由	情報公開条例 第7条 第5号 に該当（審議、検討、協議に関する情報）		
時 限 非 公 開	解除予定年月日（ 年 月）		

件名

議会運営委員会会議録（要点筆記）

（第１８回 議会改革小委員会）

伺い文

別添のとおり、報告いたします。

決裁欄	議 長	委員長	局 長	庶務課長（参事）	副主幹	主 査	起案者 川瀬 隆之
			局次長	課長補佐	係 長	主 任	議事係 電話 2266

合議		公印承認
		文書主任

決裁後供覧		意見又は処理方針

（別紙）

1	件　名	議会運営委員会小委員会会議録（要点筆記）
		（第１８回　議会改革小委員会）
2	日　時	平成２２年５月１２日（水）　開　会　午前１０時０２分
		閉　会　午前１０時５４分
3	場　所	市議会第２委員会室
4	議　題	議会運営に関する検討事項について
5	出席者	池田委員長、関口副委員長、板橋（智）、松本（進）、板橋（博）、光田の各委員
6	ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	市原議員、山﨑議員
7	事務局	押田局長、安田局次長、原田参事、金子補佐、内田主査、川瀬主任、佐藤主任

開　会　午前１０時０２分

池田委員長　本日は、お忙しい中ご参集を賜り、ありがとうございます。

それでは、ただいまから第１８回議会改革小委員会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員であります。

本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、(1) 本日の課題、改善点等の検討についてでございますが、前回の小委員会におきまして各会派持ち帰り検討となっておりました事項につきまして、ご協議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、「一問一答方式の課題等」につきまして、協議して参りたいと存じます。

前回の小委員会におきまして、「４回目の質問ととられるような発言」について、各会派持ち帰り検討となっておりましたが、その後の検討状況はいかがでしょうか。

[redacted]さんはいかがでしょうか。

[redacted]　会派内の協議では、大項目ごとによる一問一答方式は本来の一問一答方式ではない。常任委員会のようなやりとりがなされるのが本来の一問一答方式であり、そのような形を目指すべきだという意見。また、本会議は委員会とは別物である。従来どおり、整ったかたちで進めるべきであり、そのためには発言回数に制限を設けるということも大切であるという意見があった。この「４回目の質問ととられるような発言」については、従来どおりの一括質問・一括答弁方式を選択した方との発言回数の均衡を保つため、４回目の発言は認めず、どのような形であっても、３回にとどめることを堅持するべきだと考える。

池田委員長　[redacted]さんはいかがでしょうか。

[redacted]　３月定例会において我が党では、全員が初回一括質問・再質問一問一答方式を選択した。やはり要望とはいえ、公平性という観点から「４回目の質問ととられるような発言」は止め、発言回数は３回とすべきであるという結論に至った。

池田委員長　[redacted]さんはいかがでしょうか。

[redacted]　早急に結論を求めず、時間をかけて検討をすることが大事であるとの意見もあったが、６月定例会も試行期間中であることから、従来どおり発言は３回までとして進めていくということでよい。また、６月定例会の状況を踏まえ、自民党さんの発言にもあるように、一問一答方式のあり方についても議論する必

要があると考える。

池田委員長　[redacted]さんはいかがでしょうか。

[redacted]　我々の会派では、４回目の発言として要望のみ認めるというのが、全員の意見である。３回目の発言までは質問を、４回目の発言は答弁を求めない要望とし、質問を終了するのであれば認めてもよいのではないか。

池田委員長　各会派の意見を拝聴したが、[redacted]さん、[redacted]さんは試行期間中ということを踏まえ、発言は３回までとする。[redacted]さんは、とりあえず６月定例会における発言は３回までとする。[redacted]さんは、４回目の発言として要望のみを認めるとのことであり、各会派の意見は一致に至っておりません。

暫時休憩いたします。

休　憩　午前１０時０７分

再　開　午前１０時１５分

池田委員長　再開いたします。

それでは、「４回目の質問ととられるような発言」につきましては、試行期間中であることを踏まえ、発言回数は従来どおり３回までとし、「４回目の質問ととられるような発言」は認めないということでよろしいでしょうか。

－　各会派了承　－

池田委員長　それでは、ただいまの協議のとおり決定させていただきます。

次に、「発言後は質問者席に戻ることにする」については、いかがでしょうか。

[redacted]さんはいかがでしょうか。

[redacted]　質問者席が用意されているのであるから、今後、質問者が理事者の答弁を聴く際には自席に戻らず、質問者席に着くようにすべきと考える。すなわち、発言の間は登壇しているか、質問者席にいるかのどちらかにすれば統一が図られるのではないか。見た目も自席に戻らない方がよい。

池田委員長　[redacted]さんはいかがでしょうか。

[redacted]　我が党は自由選択としたい。質問者は会派の代表として質問に立っているのであるから、答弁によっては同じ会派の議員からの意見やアドバイスも必要である。やはり会派として発言している以上、自席に戻った方がよいという意見である。

池田委員長　[redacted]さんはいかがでしょうか。

[redacted]　検討中であり、結論に至っていない。

池田委員長　[redacted]さんはいかがでしょうか。

[redacted]　どのような質問方法を選択しても、質問者席に戻るということで統一すべきである。

池田委員長　各会派の意見を拝聴したが、[redacted]さんと[redacted]さんは、質問者席に戻るということで統一する。[redacted]さんは、自由選択制、[redacted]さんはまだ検討中であり、結論が出ていないとのことであります。この件につきましては、試行中であることから、６月定例会においても方針を固めず、前回の３月定例会と同様に自由選択ということで実施していただき、その結果を踏まえ、もう一度検討いただくということでよろしいでしょうか。

－　各会派了承　－

池田委員長　それでは、本日の協議結果に基づき、各会派に持ち帰り、再度、検討していただくようよろしくお願いいたします。

次に、「一般質問期間中の昼休憩」については、いかがでしょうか。

[redacted]さんはいかがでしょうか。

[redacted]　会派内で協議したが、大多数が２番目の発言者の発言終了後に昼休憩を入れるべきとの意見であった。さらに、２番目の発言者が答弁まで午前中で終わるようにするには、発言時間を短くするしかないという結論に至り、発言時間を４５分から１０分減らして３５分とすれば、概ね午後０時１５分くらいには２番目の発言者が終わるのではないかとの結論となった。３５分という時間にはこだわらないが、発言時間を縮め、昼休憩前に２番目の発言者を終わらせ昼休憩に入るという意見である。

池田委員長　[redacted]さんはいかがでしょうか。

[redacted]　この問題は非常に難しい問題である。発言者ごとの質問項目によって答弁の数や時間も変わってくる。長い歴史の中で、現在の発言時間となった経緯もあることから、慎重に進めなくてはならないと考えており、現在、会派内で検討中である。

池田委員長　[redacted]さんはいかがでしょうか。

[redacted]　従来どおりとすべきである。発言中であっても議会運営委員会委員長と事務局で調整し、昼休憩を入れるべきと考える。

池田委員長　[redacted]さんはいかがでしょうか。

[redacted]　２番目の発言者が一問一答方式を選択した場合は、発言が全て終了するまでとし、一括質問・一括答弁方式や初回一括質問・再質問一問一答方式を選択した場合には、従来どおり、１回目の質問まで終了したところで休憩をとり、午後から答弁を行えばよいという考えである。

池田委員長　各会派の意見を拝聴したが、「一般質問期間中の昼休憩」については非常に重要な問題である。

暫時休憩いたします。

休　憩　午前１０時２１分

再　開　午前１０時４０分

池田委員長　再開いたします。

それでは、「一般質問期間中の昼休憩」につきましては、２番目の質問者は、最大限午後０時１０分くらいに質問の途中であっても、答弁を区切りとして休憩に入るということでよろしいでしょうか。

－　各会派了承　－

池田委員長　それでは、ただいまの協議のとおり決定させていただきます。

安田局次長　ただいま決定したように、２番目の発言者が一問一答方式を選択した場合は、事務局と質問者との間で十分な説明をさせていただき、スムーズな議会運営が図られるよう対応して参りたいので、よろしくお願いいたします。

池田委員長　なお、本日意見の一致を見た「４回目の質問ととられるような発言」については、発言回数は３回までするということで、次回の議会運営委員会に報告し、了承を得た上で、対応して参りますのでよろしくお願いいたします。

[redacted]　確認するが、「発言後は質問者席に戻ることにする」については、質問者席に戻るとする会派が２つ、検討中の会派が１つ、自由選択制とする会派が１つであり、前回と同様、自由選択制という結論となったが、基本的には全ての協議事項において、全会一致で決定されるということか。

池田委員長　「発言後は質問者席に戻ることにする」については、全会派の意見の一致に至らなかったことから、６月定例会においても引き続き自由選択制ということで了承していただきたい。

[redacted]　全会一致にならなかったので、３月定例会と同様に自由選択制とするということでよいか。

池田委員長　そのとおりである。

次に、(2) 本年１月２２日付で、議会基本条例を考える会の代表伊田昭三氏から議長あてに申し入れがありました「３月市議会定例会に関する要望について」は、各会派持ち帰り検討となっております。

この要望書の内容は、大きく３つに分けられ、１として、傍聴のあり方について、２として、広報及び議会ホームページについて、３として、その他とされております。

ここで、事務局からこの要望書の内容と現状の対応、さらには事務局としての考え方について、説明を求めることといたします。

安田局次長　それでは、議会基本条例を考える会からの「３月市議会定例会に関する要望について」の内容と現状の対応と事務局の考え方につきまして、ご説明いたします。

お手元の資料をご覧いただきたいと存じます。

それでは、まず、１　傍聴の「本会議で傍聴者に会議資料の提供を行う。」ことについてでございます。現状の対応は、本会議の初日におきましては、初日の分の会期日程表を、一般質問日におきましては、当日の質問者の発言通告書を、閉会日におきましては、閉会日の分の会期日程表を、それぞれ傍聴の方にお渡ししております。

議会基本条例を考える会の補足説明では、「自由に閲覧できるよう傍聴受付にて数冊準備することが望ましいが、紛失等の問題を懸念するのであれば、資料貸出が可能であることを明示し、希望者に貸し出すことで対応してもよい。」

とのことでございます。初日や閉会日において、傍聴者に資料として議案を提供する場合には、不公平にならないため傍聴席分の８８部用意することになりますが、議案につきましては、本庁舎１階の市政情報コーナーにおきまして、開会日から閲覧が出来ます。事務局といたしましては、議案をご覧になりたい傍聴の方は、まず、市政情報コーナーで閲覧をされた上で、傍聴をしていただけたらと考えておりますので、資料の提供は考えておりません。

次に「常任委員会で傍聴者に会議資料及び机の提供を行う。」ことについてでございます。現状の対応は、資料の提供につきましては、委員会付託表を傍聴の方にお渡ししております。また、机につきましては、提供しておりません。

議会基本条例を考える会の補足説明では、「資料は提供（持ち帰り可）が望ましいが、問題があれば、持ち帰り不可として資料を提供する。」また、「傍聴机の確保についは、空いている委員外議員席や記者席の使用でもよい。」とのことでございます。常任委員会で使用する議案も、開会日から市政情報コーナーで閲覧できますことから、事務局といたしましては、現状の対応を変えるつもりはございません。

また、机の提供につきましては、補足説明のとおり記者席に机はあります。記者が入らない場合には、その席を利用し、記者が入った場合には、その分を空けていただくという対応もあろうかと考えられますが、記者と傍聴者のトラブルにもなりかねませんので、事務局といたしましては、現状の対応を変えるつもりはございません。

続きまして、２　広報及び議会ホームページの「本会議の傍聴を呼びかける『ちらし』等を年４回作成、公共施設（公民館等）に配布・掲示する。」ことについてでございます。

議会基本条例を考える会の補足説明では、「多摩市議会、北海道栗山町議会などで実施、効果を上げています。」とのことでございますが、事務局といたしましては、効果の点から実施するつもりはございません。

次に、「『広報かわぐち』に掲載されている議会報告のページを抽出し、市議会のホームページに纏めて掲載する。」ことについてでございます。

議会基本条例を考える会の補足説明では、「『広報かわぐち』へのリンク設定でも対応可能であるが、利便性を高めるには、該当ページのみを抜き出して掲載することが適切である。」とのことでございます。事務局といたしましては、該当ページのみを抜き出して掲載する対応を考えておりますが、本年度市議会のホームページの変更を行いますことから、その際に対応していきたいと考えております。

次に、「議会運営委員会の開催日程を、出来るだけ早く事前にホームページにて公開する。」ことについてでございます。現状の対応は、議会のホームページに、請願の締め切りの関係から、議会閉会後に次の議会の開会日程のみを公開しております。市長の議会招集告示がなされて初めて、議会運営委員会の

日程が確定いたしますので、不確定な情報は公開したくないとの理由で公開しておりませんでした。事務局といたしましては、予定で日程の公開を行なっている市もありますことから、ご協議をお願いいたしたいと考えております。

次に、「議会運営委員会の検討用に作成された議会日程（案）が出来た時点で、あくまでも議会日程の予定としてホームページにて公開する。」ことについてでございます。現状の対応は、議会運営委員会終了後に会期日程表を公開しております。先の項目と同様で、不確定な情報は公開したくないとの理由で公開しておりませんでした。事務局といたしましては、この項目につきましても、先の項目と同様に、ご協議をお願いいたしたいと考えております。

続きまして、３　その他の「議会運営委員会の開催日には、常任委員会と同様に、１階ロビーで開催している旨を掲示する。」ことについてでございます。この件につきましては、先の３月議会の議会運営委員会から対応いたしたところでございます。

最後に、「傍聴者へアンケートを実施し、議会傍聴や市議会への意見・要望等を把握する。」ことについてでございます。

議会基本条例を考える会の補足説明は、「議会傍聴の実態調査を兼ねて、今後の議会改革に活かす情報が収集できる。」とのことでございますが、事務局といたしましては、必要性の点から実施は考えていないところでございます。

以上でございます。

池田委員長　ただいま、事務局から説明がありましたが、すでに対応しているもの、また、今後対応されるものもあるとのことであります。さらには、新たに、協議を要するものもありますので、今後、この小委員会で検討するということでいかがでしょうか。

－　各会派了承　－

池田委員長　それでは、各会派に持ち帰り、再度、検討していただくようよろしくお願いいたします。

以上で、本日予定いたしておりました協議事項は終了いたしましたが、この際何かありましたら、お願いいたします。

原田参事　それでは、市民オンブズマンから政務調査費の支出に対する是正依頼がありましたので、簡単な説明をさせていただきます。

すでに新聞等にも掲載されておりますので、皆様ご承知のことと思いますが、去る４月３０日に議長あて、川口市民オンブズマンの代表者村松幹雄氏から、平成２０年度の川口市議会の政務調査費の支出について、一部不適切と判断せざるを得ない支出があり、これについて議員各位において、再点検をして

いただいて、その結果、誤った支出があれば、これを至急是正をしていただきたいという内容であります。

現在、これにつきましては、オンブズマンの指摘と、議員さん方から提出されました政務調査費の報告書を、事務局において照らし合わせて確認しているところでございます。確認が終わりましたら、その内容を整理して、何らかのかたちで議員さんにお示ししたいと考えております。そこで１つお願いがございます。議員さんにおかれましてもご自分のところは是非確認していただければと思います。

以上であります。

池田委員長

ただいま、事務局から発言がありました件につきましては、お聞き及びのとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

[redacted]

今回のオンブズマンからの是正依頼については、事務局には大変なご苦労をかけているところである。議会として一体となって対応していくということで、是非、今後もお気づきのことがあれば、小委員会等で報告をしていただき、皆さんで考えていきたいと思っているので、よろしくお願いしたい。

池田委員長

最後に、次回の日程につきましては、平成２２年６月２５日（金）、午後１時３０分から第１委員会室で行いますので、日程の確保をお願いいたします。なお、次回は、本日、持ち帰り検討いただくこととなった事項についてご協議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第１８回議会改革小委員会を閉会いたします。本日は大変ご苦労さまでした。

閉　会　午前１０時５４分